

# 令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 碑住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>  
 ①各施設単位で、運営の内容について確認します。  
 ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。  
 ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。  
 ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
 例えば「○」：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)、「△」：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)、「×」：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。  
 ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	運営指針に規定された支援の内容を踏まえ、学童保育クラブの実施に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	子ども家庭庁が設立され、子ども真ん中社会を実現させるためにも、放課後児童健全育成事業の役割を十分に理解し、その役割を果たせるように努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	安心安全な環境を整えとともに、児童の自立性、主体性の健全な育成支援に努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	△	保護者との連携は保護者会や個人面談等で密に取れているが、学校との連携はまだ十分に取れているとは言えない。今後はクラス担任との話し合いや、相互の行事参加等を通して関係を築いていく。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	様々な研修に参加し、知識や能力を高め、児童の育成支援に活かしている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	児童の人権を尊重し、児童が自由に発言できる場を設け、活動に反映している。児童虐待や要保護児童の対応も迅速、かつ適切に行えるように、職員間で情報を共有し、関係機関とも連携していく。また、個人情報の保護、保護者の苦情対応等にも適切に行うよう努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	職場倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	日頃の保護者との対話や個人面談等での要望の聞き取りや苦情対応の仕組みを整え、迅速かつ適切に、誠意をもって対応するように努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	学童クラス合同のミーティングで、育成支援の児童の様子振り返りや保護者対応等話し合い、職員間で共有し、事業内容の改善や向上につなげている。月に1回児童館と学童全体のミーティングも行い、事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、今後実施予定である。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修等を通して専門性を高め、十分に理解した上で育成支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	生活の場として児童が安心安全に過ごせるように保護者と連携しながら育成支援を行うよう努めている。また、要保護児童や要支援児童の援助、支援も適切に行うよう努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	児童の主体性を重視し、おやつ時の当番制や帰りの会の司会進行、集団遊び決めの話し合い等、主体的に取り組めるように支援している。また、おやつ時のアレルギー対応等も丁寧に行い、安全なおやつを提供できるように努めている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	インクルージョンの考えに立って障がいのある児童も同じ環境の中で共に成長していけるように支援している。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	△	巡回支援専門員整備事業は行っていないが、障がい児の個人記録は適宜取っている。また、保護者との情報共有や支援の方法などの情報交換も適宜行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	研修等を通して知識を高め、児童虐待への適切かつ迅速な対応ができるよう努めている。また、関係機関と連携し、適切に対応できるよう努めている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	—	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	—	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。

11	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	子どもの出席の確認や子どもの様子の伝達手段として主に連絡帳を活用している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	児童の迎え時の際に保護者とのやり取りや保護者会、個人面談等を通して、信頼関係を築き、相談しやすい関係に努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	父母会との協力関係が構築されており、連携が取れている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援の目標や計画に沿って日々の育成支援を実施し、その様子を通信や保護者会で周知している。また、職員間で事例検討等を行い、育成支援の内容の充実や改善に努めている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	放課後児童クラブの運営がスムーズに行えるよう運営に関わる業務の実施に努めている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	通信での情報交換、情報共有、学校行事への参加はできているが、学校施設の利用、学校職員と学童支援員との直接の話し合いによる情報共有や情報交換はできていない。今後学校との連携を深めていく。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	学校職員との情報交換や情報共有が日常的、定期的実施できていない。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	×	近隣の保育園や幼稚園との情報交換や情報共有は実施できていない。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	住区センターとの合同行事の開催や地域の祭りの参加等を通して地域との連携を取っている。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学童室、児童館スペースを児童が自由に選択して遊べる環境を整備している。学童、児童館来館の児童との遊びを通して交流もできている。

### Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	(1)衛生管理	○	日常生活における手洗いの声掛けの徹底、感染症発生時の学校、保健所、支援課との連携、危機管理マニュアルに基づいた対応を行っている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	日常の環境整備、安全点検に努め、危機管理マニュアルに基づいた対応を行っている。
	(3)防災及び防犯対策	○	月に1回の避難訓練、不審者対応訓練の実施、危機管理マニュアルに基づいた対応を行っている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	でんしよぼとにおける児童の所在確認の徹底、児童の帰宅時の支援員引率を実施し、安全に児童が帰宅できるように努めている。

### Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	(1)施設	○	プレイルームや屋上等、運動が十分にできるスペースは確保されていないので、ボール遊びではなく、フリスビー等に変え現状の環境に適した活動内容にしている。
	(2)設備、備品等	○	放課後児童クラブの機能を満たすための備品や設備の準備はしている。
19	(1)職員配置	○	各クラス2人以上の放課後児童支援員等を配置している。
	(2)育成支援の実施	○	120定員2クラス制で育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。

24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○ 毎年1回の健康診断の実施、インフルエンザ予防注射の実施等による支援員の健康管理、衛生管理の整備、労災、厚生、雇用保険の加入も整備している。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○ 放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○ 事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。